

医政発 0331 第 102 号
令和 3 年 3 月 31 日

公益社団法人 日本精神科病院協会会長 殿

厚生労働省医政局長

歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の
一部を改正する省令の公布について（通知）

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願ひいたします。

医政発 0331 第 101 号
令和 3 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の
一部を改正する省令の公布について（通知）

歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改
正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 85 号）については、別紙のとおり令和 3
年 3 月 31 日に公布されました。

改正の内容は下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知い
ただくとともに、貴管内の市町村（特別区を含む。）、保健所、関係団体等に対
し、周知をお願いいたします。

記

1、改正の趣旨

歯科医師臨床研修制度については、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号。
以下「法」という。）第 16 条の 2 第 1 項において、厚生労働大臣の指定する
病院若しくは診療所等で受けなければならないこととされている。当該指定
に関する必要な事項は、法第 16 条の 6 の規定により厚生労働省令で定めるこ
ととされているため、歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に
に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 103 号。以下「省令」という。）にお
いて、臨床研修施設の区分や研修管理委員会の構成、開設者が行うべき手続
き等について規定している。

近年の社会環境の変化や歯学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂等を
踏まえた歯科医師臨床研修制度の見直しを行うため、「歯科医師臨床研修制度
の改正に関するワーキンググループ」において必要な検討が行われ、令和 2
年 1 月に報告書が取りまとめられた。

今般、当該報告書で、

- 研修プログラムの補完を行う臨床研修施設として、「協力型臨床研修施設
2（仮）」を新設すること
- 研修管理委員会の役割として、指導体制や研修状況の把握等を明確化す

るとともに、研修プログラムに関わる臨床研修施設間の連携を推進すること等の方向性が示されたことを踏まえ、省令について所要の改正を行った。

2、改正の概要

臨床研修施設の区分について、

- ・ 3月以上の臨床研修を行う「協力型臨床研修施設」を「協力型（I）臨床研修施設」とするとともに、
- ・ 研修期間を5日以上30日以内とする臨床研修施設として「協力型（II）臨床研修施設」を新設した。それに伴い、現行の「連携型臨床研修施設」の類型は廃止し、現在「連携型臨床研修施設」として指定を受けている施設は、「協力型（II）臨床研修施設」に移行することとした。（第3条の改正、附則第2項関係）

研修管理委員会について、

- ・ 臨床研修の実施状況の管理を行うとともに、研修プログラムの質の向上に努めなければならないこととし、
- ・ 管理型臨床研修施設に設置される研修管理委員会については、当該病院又は診療所に係る臨床研修施設群を構成するすべての臨床研修施設の研修実施責任者を構成員に含まなければならないこととした。（第7条の改正関係）

申請等手続の簡素化等の観点から、

- ・ 臨床研修施設の指定申請について、申請書の記載事項から「指導歯科医の担当分野」を削除し、申請期限を「前年度の6月30日」から「前年度の4月30日」に変更した。（第4条の改正関係）
- ・ 変更の際に届出が必要な事項について「臨床研修施設の所在地」を追加し、「指導歯科医の担当分野」を削除するとともに、省令第8条第1項第4号から第6号及び第8号から第11号に掲げる事項に係る変更については、指定基準に適合しなくなった場合を除き、年次報告と併せて報告できることとした。（第8条の改正関係）
- ・ 施設の開設者が厚生労働大臣に提出する報告書の記載事項から「管理型臨床研修施設であるときは、前年度の臨床研修施設群を構成する病院又は診療所相互間の連携状況」を削除した。（第12条の改正関係）

その他所要の改正を行った。

3、施行期日

令和3年4月1日

以上

(号外)
独立行政法人国立印刷局

官報 目次

- 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律(一六)
- 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律(一七)
- 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律(一八)
- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(一九)

〔政令〕

- 在外公館に勤務する外務公務員の在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(六)
- 地方税法等の一部を改正する法律(七)
- 地方交付税法等の一部を改正する法律(八)
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律(九)
- 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律(一〇)
- 所得税法等の一部を改正する法律(一一)
- 関税率法等の一部を改正する法律(一二)
- 地方税法施行令等の一部を改正する政令(一〇六)
- 地方税法施行令等の一部を改正する政令(一〇七)
- 地方税法施行令の一部を改正する政令(一〇八)
- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令(一〇九)
- 経済産業省組織令の一部を改正する政令(一一〇)
- 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令(一一一)
- 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令(一一二)
- 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(一二四)
- 沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令(一二一)
- 所得税法施行令の一部を改正する政令(一二三)
- 法人税法施行令の一部を改正する政令(一二四)
- 森林の間伐等の実施の促進に関する法律施行法の一部を改正する政令(一五)

〔法 律〕

- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(一六)
- 地方税法等の一部を改正する法律(七)
- 地方交付税法等の一部を改正する法律(八)
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律(九)
- 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律(一〇)
- 所得税法等の一部を改正する法律(一一)
- 関税率法等の一部を改正する法律(一二)
- 地方税法施行令等の一部を改正する政令(一〇六)
- 地方税法施行令等の一部を改正する政令(一〇七)
- 地方税法施行令の一部を改正する政令(一〇八)
- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令(一〇九)
- 経済産業省組織令の一部を改正する政令(一一〇)
- 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令(一一一)
- 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令(一一二)
- 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(一二四)
- 沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令(一二一)
- 所得税法施行令の一部を改正する政令(一二三)
- 法人税法施行令の一部を改正する政令(一二四)
- 森林の間伐等の実施の促進に関する法律施行法の一部を改正する政令(一五)

- | 三九 | 三八 | 三七 | 三六 | 三五 | 三四 | 三三 | 三二 | 三一 | 三〇 | 二九 | 二八 | 二七 | 二六 | 二五 | 二四 | 二三 | 二二 | 二一 | 二〇 | 一九 | 一八 | 一七 | 一六 | 一五 | 一四 | 一三 | 一二 | 一一 | 一〇 | 九 | 八 | 七 | 六 | 五 | 四 | 三 | 二 | 一 |
|-------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------------|---|---|-------------------------------------|---|---|------------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------------------|--|---|--|--|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○相続税法施行令の一部を改正する政令(一一五) | ○消費税法施行令等の一部を改正する政令(一一六) | ○国税通則法施行令の一部を改正する政令(一一七) | ○国税徴収法施行令の一部を改正する政令(一一八) | ○租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(一一九) | ○災害被災者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令(一二〇) | ○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(一二一) | ○沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令(一二二) | ○内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調査の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令(一二三) | ○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(一二四) | ○沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令(一二一) | ○所得税法施行令の一部を改正する政令(一二三) | ○法人税法施行令の一部を改正する政令(一二四) | ○森林の間伐等の実施の促進に関する法律施行法の一部を改正する政令(一五) | ○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(一三三) | ○森林の間伐等の実施の促進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(一三四) | ○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(一三五) | ○有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令(一三六) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- | 三九 | 三八 | 三七 | 三六 | 三五 | 三四 | 三三 | 三二 | 三一 | 三〇 | 二九 | 二八 | 二七 | 二六 | 二五 | 二四 | 二三 | 二二 | 二一 | 二〇 | 一九 | 一八 | 一七 | 一六 | 一五 | 一四 | 一三 | 一二 | 一一 | 一〇 | 九 | 八 | 七 | 六 | 五 | 四 | 三 | 二 | 一 |
|--|--|---|--------------------------|---|---|---|---|--|--|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(一二七) | ○電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行令(一二八) | ○たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令及びたばこ税法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(一二九) | ○法人税法施行令等の一部を改正する政令(一二〇) | ○関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(一二一) | ○踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(一二二) | ○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令(一二三) | ○森林の間伐等の実施の促進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(一二四) | ○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(一二五) | ○有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令(一二六) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

本日公布された法令の「あらまし」は、
六ページに掲載されています。

- 障害者の雇用の促進等に関する法律
施行規則の一部を改正する省令
(同八二)
- 過疎地域の持続的発展の支援に関する法律
特別措置法の施行に伴う厚生労働
省関係省令の整理等に関する省令
(同八三)
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保
及び派遣労働者の保護等に関する法
律施行令第二条第二項の市町村を定
める省令の一部を改正する省令
(同八四)
- 歯科医師法第十六条の二第一項に規
定する臨床研修に関する省令の一部
を改正する省令
(同八五)
- 森林の間伐等の実施の促進に関する
特別措置法施行規則の一部を改正す
る省令
(農林水産二)
- 林業種苗法施行規則の一部を改正す
る省令
(同二三)
- 過疎地域の持続的発展の支援に関する
特別措置法第二十一条の農林漁業
の経営改善又は振興のための計画に
関する省令
(同二四)
- 経済産業省組織規則等の一部を改正
する省令
(経済産業三五)
- 中小企業信用保険法施行規則及び中
小売商業振興法施行規則の一部を
改正する省令
(同二六)
- 踏切道改良促進法等の一部を改正す
る法律の施行に伴う国土交通省関係
省令の整備等に関する省令
(国土交通三)
- 日本国有鉄道清算事業団の債務等の
処理に関する法律等の一部を改正す
る法律の施行に伴う国土交通省関係
省令の整備に関する省令
(同三二)
- 道路運送法施行規則の一部を改正す
る省令
(同三三)

- 内閣府政策統括官の職務分担に関する
訓令の一部を改正する訓令
(内閣府二)
- 租税特別措置法施行規則第二十三条
の二第二項に規定する設立団体等の
証明に関する手続を定める件及び租
税特別措置法施行令第四十条の四第
二項及び第三項に規定する主務大臣
の証明及び認定に関する手続を定め
る件の一部を改正する件
(内閣府・総務・法務・外務・財
務・文部科学・厚生労働・農林水
産・経済産業・国土交通・環境・防
衛)
- 租税特別措置法施行規則第二十条第
二十六項第一号又は第二十二条の二
十三第二十六項第一号に規定する試
験研究機関等の長又は当該試験研究
機関等の属する国家行政組織法第三
条の行政機関に置かれる地方支分部
局の長の行う認定に関する手続に関
する告示等の一部を改正する件
(国家公安委・総務・財務・文部科
學・厚生労働・農林水産・経済産
業・国土交通・環境・防衛)
- 運輸事業の振興の助成に関する法律
施行規則第二条の規定に基づき令和
三年度分の運輸事業振興助成交付金
の基準額の算定に用いる数値を定め
る件
(総務一四〇)

- 平成八年自治省告示第八十三号(地
方税法施行令第五十二条の十の四に
規定する研究開発を定める件)の一
部を改正する件
(同一四)
- 地域経済牽引事業の促進による地域
の成長発展の基盤強化に関する法律
第二十五条の規定に基づく地域の成
長発展の基盤強化に特に資するもの
として主務大臣が定める基準等に關
する告示の一部を改正する件
(総務・財務・厚生労働・農林水
産・経済産業・国土交通・環境)
- 平成二十五年総務省、農林水産省、
国土交通省告示第二号の一部を改正
する件
(総務・農林水産・国土交通九)
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相
互協力及び安全保障条約第六条に基
づく施設及び区域並びに日本国にお
ける合衆国軍隊の地位に関する協定
第二十四条についての新たな特別の
措置に関する日本国とアメリカ合衆
国との間の協定を改正する議定書の
効力発生に関する件
(外務一一〇)
- 所得税法施行規則第二百二条第一項に
規定する総収入金額及び必要経費に
関する事項の簡易な記録の方法を定
める件の一部を改正する件
(財務八一)
- 所得税法第二百八十九条第一項の規定
に基づき、同項に規定する所得税法
別表第二の甲欄に掲げる税額が算定
された方法に準ずるものとして財務
大臣が定める方法を定める件の一部
を改正する件
(同八二)

- 所得税法施行規則第六十三条第五項
に規定する保存の方法を定める件の
一部を改正する件
(同八三)
- 租税特別措置法第十一條第一項及び
第四十三条第一項の規定の適用を受
ける期間を指定する件を廃止する件
(同八八)
- (以下のページへ続く)

附 則

1 この省令は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）より前に締結された労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。次項において同じ。）に基づく労働者派遣について、施行日以降の当該労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号、以下この項及び次項において「令」という。）第二条第一項第一号及び第三号に掲げる業務、第四号に掲げる業務（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第五条及び第六条に規定する業務並びに診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十四条の二に規定する業務及び臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の二第一項に規定する業務に限る。）並びに第七号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が北海道虻田郡留寿都村、同道夕張郡長沼町、同道上川郡鷹栖町、福島県河沼郡湯川村、福岡県大牟田市、同県田川市、同県糟屋郡篠栗町、同県田川郡福智町、佐賀県嬉野市、同県杵島郡江北町及び鹿児島県肝属郡東串良町の区域に含まれる場合は、当該期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

3 施行日から令和3年五月一日までの間に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣について、当該労働者派遣契約の締結の日以降の当該労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において令第二条第一項第一号及び第三号に掲げる業務、第四号に掲げる業務（保健師助産師看護師法第五条及び第六条に規定する業務並びに診療放射線技師法第二十四条の二に規定する業務及び臨床検査技師等に関する法律第二十条の二第一項に規定する業務に限る。）並びに第七号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が北海道虻田郡留寿都村、同道夕張郡長沼町、同道上川郡鷹栖町、福島県河沼郡湯川村、福岡県大牟田市、同県田川市、同県糟屋郡篠栗町、同県田川郡福智町、佐賀県嬉野市、同県杵島郡江北町及び鹿児島県肝属郡東串良町の区域に含まれる場合は、当該期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

○ 厚生労働省令第八十五号

歯科医師法（昭和二十二年法律第二百二号）第十六条の六の規定に基づき、歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令

令和三年三月三十一日

歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令

歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百三号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

(臨床研修施設の指定)

第三条 法第十六条の二第一項の指定は、次に掲げる区分に応じて行うものとする。

一・二 (略)

三 協力型（一）臨床研修施設

他の施設と共同して三月以上の臨床研修を行う病院又は診療所（前二号に該当するものを除く。）

四 協力型（二）臨床研修施設

他の施設と共同して五日以上三十日以内の臨床研修を行う病院又は診療所（第一号及び第二号に該当するものを除く。）

（単独型臨床研修施設の指定の申請手続）

第四条 単独型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、臨床研修を開

始しようとする年度の前年度の四月三十日までに、当該病院又は診療所に関する次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・十一 (略)

十二 指導歯科医（研修歯科医に対する指導を行う歯科医師をいう。以下同じ。）の氏名

十三・十五 (略)

2・3 (略)

当分野

十三・十五 (略)

2・3 (略)

(管理型臨床研修施設、協力型(Ⅰ)臨床研修施設及び協力型(Ⅱ)臨床研修施設の指定の申請手続)

請手続

第五条 前条の規定は、管理型臨床研修施設の指定の申請について準用する。この場合において、同条第三項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類及び臨床研修施設群(第七条第三項第四号に規定する臨床研修施設群をいう。)を構成することとなる病院又は診療所相互間の連携体制を記載した書類」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、協力型(Ⅰ)臨床研修施設及び協力型(Ⅱ)臨床研修施設の指定の申請について準用する。この場合において、同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(第九号から第十一号までに掲げる事項を除く。)」と、「厚生労働大臣」とあるのは「管理型臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所の開設者を経由して厚生労働大臣」と、同条第二項中「前項第十号から第十四号まで」とあるのは「前項第十二号から第十四号まで」と、同条第三項中「次に掲げる書類」とあるのは「第三号に掲げる書類」と読み替えるものとする。

(指定の基準)

第六条 (略)

2 厚生労働大臣は、前条第一項の申請があつた場合において、当該病院又は診療所が次の各号に適合していると認めるときでなければ、管理型臨床研修施設の指定をしてはならない。ただし、第一号において引用する前項第三号及び第四号に掲げる事項については、これらの号に係る協力型(Ⅰ)臨床研修施設又は協力型(Ⅱ)臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所の状況を併せて考慮するものとし、これに加えて、研修協力施設と共に同一して臨床研修を行おうとする場合にあつては、第一号において引用する前項第三号から第五号まで、第七号まで、第七号、第十号及び第十三号に掲げる事項については、これらの号に係る当該研修協力施設の状況を併せて考慮するものとする。

(略)

二 協力型(Ⅰ)臨床研修施設又は協力型(Ⅱ)臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所との間で緊密な連携体制を確保していること。
三 協力型(Ⅰ)臨床研修施設又は協力型(Ⅱ)臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所が次項各号に適合していること。
3 厚生労働大臣は、前条第二項の申請があつた場合において、当該病院又は診療所が次の各号に適合していると認めるときでなければ、協力型(Ⅰ)臨床研修施設又は協力型(Ⅱ)臨床研修施設の指定をしてはならない。

一・一 (略)

4 (略)

(研修管理委員会等)

第七条 研修管理委員会は、臨床研修が適切に実施されるよう、臨床研修の実施状況の管理を行ふとともに、研修プログラムの質の向上に努めなければならない。

2 単独型臨床研修施設の研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならない。

一・四 (略)

(管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の指定の申請手続)

請手続

第五条 前条の規定は、管理型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の指定の申請について準用する。この場合において、同条第三項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類及び臨床研修施設群(共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設をいう。)を構成することとなる病院又は診療所相互間の連携体制を記載した書類」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の指定の申請について準用する。この場合において、同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(第九号から第十一号までに掲げる事項を除く。)」と、「厚生労働大臣」とあるのは「管理型臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所の開設者を経由して厚生労働大臣」と、同条第二項中「前項第十号から第十四号まで」とあるのは「前項第十二号から第十四号まで」と、同条第三項中「次に掲げる書類」とあるのは「第三号に掲げる書類」と読み替えるものとする。

(指定の基準)

第六条 (略)

2 厚生労働大臣は、前条第一項の申請があつた場合において、当該病院又は診療所が次の各号に適合していると認めるときでなければ、管理型臨床研修施設の指定をしてはならない。ただし、第一号において引用する前項第三号及び第四号に掲げる事項については、これらの号に係る協力型(Ⅰ)臨床研修施設又は連携型臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所の状況を併せて考慮するものとし、これに加えて、研修協力施設と共に同一して臨床研修を行おうとする場合にあつては、第一号において引用する前項第三号から第五号まで、第七号、第十号及び第十三号に掲げる事項については、これらの号に係る当該研修協力施設の状況を併せて考慮するものとする。

(略)

二 協力型(Ⅰ)臨床研修施設又は連携型臨床研修施設として共同して臨床研修を行つこととなる病院又は診療所との間で緊密な連携体制を確保していること。
三 協力型(Ⅰ)臨床研修施設又は連携型臨床研修施設として共同して臨床研修を行つこととなる病院又は診療所が次項各号に適合していること。
3 厚生労働大臣は、前条第二項の申請があつた場合において、当該病院又は診療所が次の各号に適合していると認めるときでなければ、協力型(Ⅰ)臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定をしてはならない。

一・一 (略)

4 (略)

(研修管理委員会等)

第七条 (新設)

単独型臨床研修施設の研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならない。

一・四 (略)

3 |

管理型臨床研修施設の研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならない。

一・三 (略)

四 当該病院又は診療所に係る臨床研修施設群(共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設、協力型(Ⅰ)臨床研修施設及び協力型(Ⅱ)臨床研修施設をいう。以下同じ。)を構成する全ての臨床研修施設の研修実施責任者

五 (略)

4 | 5 (略)

(変更の届出)

第八条 単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して一月以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、第四号から第六号及び第八号から第十一号に掲げる事項に係る変更については、第六条第一項又は第二項に定める指定の基準に適合しなくなつた場合を除き、第十二条第一項の規定による報告の際に併せて届け出ることができる。

一・二 (略)

三 名称及び所在地

四・七 (略)

八 指導歯科医の氏名

九・十一 (略)

2 前項の規定は、協力型(Ⅰ)臨床研修施設及び協力型(Ⅱ)臨床研修施設に関する変更の届出について準用する。この場合において、同項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(第六号、第七号及び第十一号に掲げる事項を除く。)」と、「厚生労働大臣」とあるのは「共同して臨床研修を行なう管理型臨床研修施設の開設者を経由して厚生労働大臣」と、「第四号から第六号及び第八号から第十一号」とあるのは「第四号、第五号及び第八号から第十号」と、「第六条第一項又は第二項」とあるのは「第六条第三項」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十二条第二項の規定により準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(研修プログラムの変更等)

第九条 (略)

4 | 5 (略)

(報告)

2 第一項の規定は、協力型(Ⅰ)臨床研修施設及び協力型(Ⅱ)臨床研修施設において研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合について準用する。この場合において、同項中「第四条第三項各号に掲げる書類」とあるのは「第四条第三項第三号に掲げる書類」と「同る書類」と、「同条第一項第十号から第十四号までに掲げる事項を」とあるのは「同条第一項第十号から第十二号から第十四号までに掲げる事項を、共同して臨床研修を行なう管理型臨床研修施設の開設者を経由して」と読み替えるものとする。

4 | 5 (略)

(報告)

第十二条 (略)

一・八 (削る) (略)

2 |

管理型臨床研修施設の研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならない。

一・三 (略)

四 当該病院又は診療所に係る臨床研修施設群(共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設をいう。以下同じ。)を構成するすべての協力型臨床研修施設の研修実施責任者

五 (略)

3 | 4 (略)

(変更の届出)

第八条 単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して一月以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 名称

四・七 (略)

八 指導歯科医及びその担当分野

九・十一 (略)

2 前項の規定は、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設に関する変更の届出について準用する。この場合において、同項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(第六号、第七号及び第十一号に掲げる事項を除く。)」と、「厚生労働大臣」とあるのは「共同して臨床研修を行なう管理型臨床研修施設の開設者を経由して厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(研修プログラムの変更等)

第九条 (略)

4 | 5 (略)

(報告)

2 第一項の規定は、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設において研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合について準用する。この場合において、同項中「第四条第三項各号に掲げる書類」とあるのは「第四条第三項第三号に掲げる書類」と「同条第一項第十号から第十四号までに掲げる事項を」とあるのは「同条第一項第十一号から第十四号までに掲げる事項を、共同して臨床研修を行なう管理型臨床研修施設の開設者を経由して」と読み替えるものとする。

4 | 5 (略)

(報告)

第十二条 (略)

一・八 (略)

九 管理型臨床研修施設であるときは、前年度の臨床研修施設群を構成する病院又は診療所相互通の連携状況

2 前項の規定は、協力型（I）臨床研修施設及び協力型（II）臨床研修施設の報告について準用する。この場合において、同項中「次に掲げる事項を記載した報告書に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これを」とあるのは、「第一号から第七号までに掲げる事項を記載した報告書を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を経由して」と読み替えると読み替えるものとする。

(報告の徴収及び指示)

第十三条 (略)

2 (略)

3 厚生労働大臣は、臨床研修施設群については、管理型臨床研修施設の開設者又は管理者に対し、協力型（I）臨床研修施設及び協力型（II）臨床研修施設に関する第一項の報告の徴収又は前項の必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第十四条 厚生労働大臣は、臨床研修施設が次の各号のいずれかに該当するときは、法第十六条の二第二項の規定により臨床研修施設の指定を取り消すことができる。

1・二 (略)

三 協力型（I）臨床研修施設又は協力型（II）臨床研修施設にのみ指定されている施設が臨床研修施設群から外れたとき。

四・六 (略)

2 (略)

(指定の取消しの申請)

第十五条 (略)

2 協力型（I）臨床研修施設及び協力型（II）臨床研修施設の開設者は、臨床研修施設の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ前項各号に掲げる事項を記載した申請書を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 (略)

(大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の特例)

第十九条 大学病院と共同して臨床研修を行うことにより、管理型臨床研修施設、協力型（I）臨床研修施設又は協力型（II）臨床研修施設の指定を受けようとする者に対する第六条第二項又は第三項の規定の適用については、当該大学病院を管理型臨床研修施設、協力型（I）臨床研修施設又は協力型（II）臨床研修施設の指定を受けようとする者とみなす。この場合において、当該大学病院が管理型臨床研修施設の指定を受けようとする者とみなされる場合には、次表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

(国の開設する臨床研修施設の特例)

第二十条 (略)

第四条第一項	(略)	(略)
	第二号から第十五号までに掲げる事項を記載した書面をもつて厚生労働大臣に申し出るものとする	(略)

2 前項の規定は、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の報告について準用する。この場合において、同項中「次に掲げる事項を記載した報告書に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これを」とあるのは、「第一号から第七号までに掲げる事項を記載した報告書を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を経由して」と読み替えるものとする。

(報告の徴収及び指示)

第十三条 (略)

2 (略)

3 厚生労働大臣は、臨床研修施設群については、管理型臨床研修施設の開設者又は管理者に対し、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設に関する第一項の報告の徴収又は前項の必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第十四条 厚生労働大臣は、臨床研修施設が次の各号のいずれかに該当するときは、法第十六条の二第二項の規定により臨床研修施設の指定を取り消すことができる。

1・二 (略)

三 協力型臨床研修施設にのみ指定されている施設が臨床研修施設群から外れたとき。

四・六 (略)

2 (略)

(指定の取消しの申請)

第十五条 (略)

2 協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の開設者は、臨床研修施設の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ前項各号に掲げる事項を記載した申請書を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 (略)

(大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の特例)

第十九条 大学病院と共同して臨床研修を行うことにより、管理型臨床研修施設、協力型（I）臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定を受けようとする者に対する第六条第二項又は第三項の規定の適用については、当該大学病院を管理型臨床研修施設、協力型（I）臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定を受けようとする者とみなす。この場合において、当該大学病院が管理型臨床研修施設の指定を受けようとする者とみなされる場合には、次表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

(国の開設する臨床研修施設の特例)

第二十条 国の開設する臨床研修施設については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条第一項	(略)	(略)
	第二号から第十六号までに掲げる事項を記載した書面をもつて厚生労働大臣に申し出るものとする	(略)

附則

(施行期日)
この省令は、令和三年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 (経過措置)
この省令の施行の際現に存する協力型及び協力型(II)臨床研修施設とみなす

この省令による改正後の歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の協力型（I）臨床研修施設